

昔々、經事元之五ノリ

二十日午前十一時梅東々之免三十六名中、矢後利一、小見山
耕雄、打裁喜次、後辺正義、四名ハ起訴セラル

二十四日中職之華々何レ又就業至テ平穩ナリ

日本労働総同盟本部負上条愛一ハ弁護士片山哲
ト告シ廿四日午時取場驛着即取場分署ヲ立案シ
午後一時早九分署、取場ニテ小山所ニ向ヒ解雇成之云

二二二、(梅東)

矢後利一方ヲ訪問シ、夫レヨリ工場長、組長ニ面會シ

今更ニ總同盟會員ノミテ十數名解雇セシ理由ヲ難詰

スル事アリシモ工場長ハ本人等カ何レモ日常ノ性ハ不良ナリシ

タメナリト答流シタリ

(二日廿七日)